

# 誓約書

株式会社めぐみ企画 御中

私は下記の事項について誓約します。

誓約内容に虚偽および未申告があった場合は、貴社との定期建物賃貸借契約（以下「本契約」といいます）の解除を承諾し、3日以内に当該契約の部屋を明け渡し、鍵を返却します。（誓約内容に虚偽および未申告があった場合は詐欺に該当する場合があります。）

## 記

1. 私は貴社との契約前に受けた事前審査において、現在の精神疾患について偽りなく正確に全て告知します。  
（統合失調症、躁うつ病、発達障害等）

病名

---

2. 私が過去に受けた刑罰について全て告知します。刑務所からの出所者、もしくは更生保護施設（大谷染香苑、札幌大化院）の利用者だった場合は、その刑罰の種類、捕まった回数、期間等の詳細を偽りなく正確に告知します。

刑罰の種類、回数、期間等

---

3. 私は暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、社会運動ゴロ、特殊知能暴力集団、ハングレ集団等の犯罪組織に所属する者ではなく、また、公益に反する行為をなす者でもありません。
4. 私は警察に一時拘留、逮捕もしくは勾留又は懲役刑の執行を受けた場合で、10日以上音信不通の状態が継続したときは、貴社が本契約を解除することをあらかじめ承諾します。また、その場合において、貴社または貴社から依頼を受けた第三者が私の借りている居室内に立ち入り残置されている動産を処分する事に異議を述べません。また当該動産に第三者の所有物があったとしても、貴社には一切迷惑や損害を及ぼさず、私が全て対応し、解決します。

以上

令和 年 月 日

生年月日： 年 月 日

氏名：

⑩

# 定期建物賃貸借契約についての説明

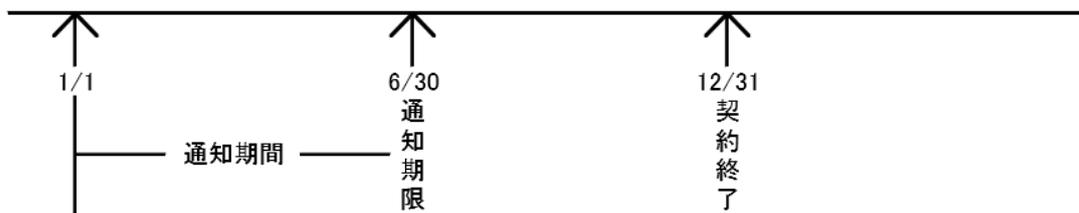
(貸主) 〒062-0933 札幌市豊平区平岸3条5丁目1-1  
株式会社めぐみ企画

定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項にもとづき、次のとおり説明します。

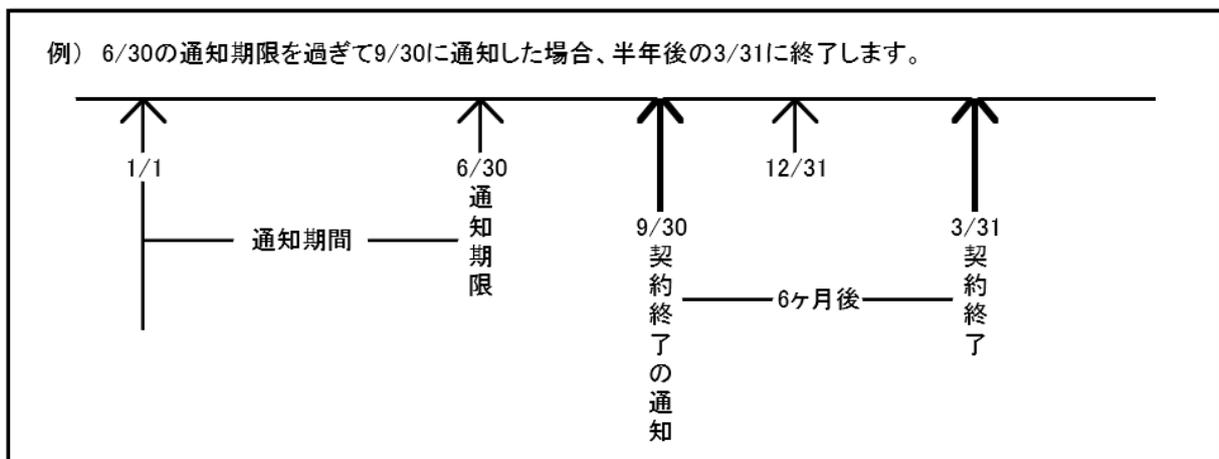
定期建物賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間満了日までに物件を明け渡さなければなりません。

ただし、貸主は、期間満了日の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に借主に対し、「期間満了により賃貸借が終了する」旨を書面によって通知するものとします。通知期間を経過した場合、借主は期間満了後も物件を引き続き賃借することができます。

貸主は通知期間の経過後、借主に対し「期間満了により賃貸借が終了する」旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了します。



通知期限を過ぎると、契約終了日も延びます。



上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

令和 3 年 月 日

氏名

印